

大東監告示第1号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和2年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和3年5月28日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

## 令和2年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

### ◆福祉・子ども部（福祉政策課、生活福祉課、障害福祉課、子ども室）

#### 【各課等共通】

#### 監査委員 指摘事項

##### (1) 不十分・不適切な文書処理について

公金支出の必要性が記されていない起案文書、専決権者の決裁が欠落している起案文書、根拠法令の引用条文を誤っている起案文書、伺い時の案文と実際に送付した文書の内容が異なっている起案文書、差替え前の書類が正規の文書と一緒に綴られている起案文書、記載が必要な事項が空欄となっている起案文書など、文書作成の基本を踏まえていない文書事務がみられた。又、金額の算定や財務会計処理を誤っている文書も数件あった。

文書の作成については、担当者が文書事務の手引を再度確認してこれを遵守すること、又、決裁権者においては文書の内容が適正であるか注意深く確認することが必要である。さらには所属長から文書作成に関する形式審査の権限を委譲された文書主任においても、これまで以上に注意を払って適正な文書となるよう努められたい。なお、適正な文書作成ができるよう、文書主管課と連携して職員のスキルアップを図られたい。

#### 福祉・子ども部 措置状況

決裁権者や文書主任、起案者（担当者）が随時、「文書事務の手引（令和3年4月発行）」や根拠法令を確認して文書処理を適切に行います。

具体的には、文書主任による文書の審査と決裁権者による内容確認を徹底するとともに、起案者は決裁後に起案文書が戻った時点で、再度その内容を確認することとし、適正な文書処理を徹底してまいります。

今後、文書事務に関する職員の意識を高めるため、文書主管課と連携しつつ、職員のスキルアップを図るとともに、課内のチェック体制の強化に努めてまいります。

**【障害福祉課】【各課等共通】****監査委員 指摘事項****(2) 電子データの取扱いについて**

国や大阪府などでは電子決裁システムが導入されており、殆どの文書はメールで到達し、電子データでの文書提出も多くなってきている。

本市の文書事務は紙媒体での取扱いが基本とされ、電子媒体での取り扱いについては特例的な位置付けが行われている。今回、「障害者総合支援法等の審査支払業務」、「障害者通所給付費の審査支払業務」の中で、事務効率を優先して電子媒体のままで事務を進め、決裁を経ないままに処理されていた事例もあった。

については当該事務について、文書管理規程及び決裁規程に反しない取扱いへと是正されたい。なお大量の文書や定例的な文書などについては、電子データのまま取扱いができるように、文書主管課と連携して改善を行われたい。

**【障害福祉課等】 措置状況****【障害福祉課】**

文書管理規程及び決裁規程に反しないよう、令和2年10月請求分より、【起案・決裁】により組織での意思決定をした上で、システムを通じて処理をしております。

**【子ども室（保育幼稚園G）】**

「障害者通所給付費の審査支払業務」における決裁行為については、担当者が電子媒体の内容を印刷し、印刷した紙媒体に確認処理内容を記入し、決裁を行う方法に改善しました。

**【福祉・子ども部】**

電子データの取扱いについては、紙媒体での取扱いと同様に文書管理規程及び決裁規程を遵守し、適正に文書事務を執行してまいります。

また、大量の行政文書や定例的な文書については、電子データのまま取扱うことにより事務効率が向上することもあるため、今後は文書主管課と連携し文書の効率的管理に向け改善方法の検討を行ってまいります。

## 【障害福祉課】【子ども室】

### 監査委員 指摘事項

#### (3) 随意契約について

契約については、地方自治法上、競争入札の方法によることが原則とされ、随意契約の方法による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに適合することが必要とされている。

しかしながら、「スマイルサポート事業支援事業」のように、前年度までの委託業者に委託する方が円滑に事業を施行できるという実績主義的な理由で毎年随意契約を繰り返している事例があった。又、障害者職場定着支援事業では、随意契約の理由が不明確であった。

この外にも随意契約については、理由を誤っている、理由付けが不十分である事例もあった。起案者のみならず決裁権者は契約法規の正確な理解を行い、適正な事務執行に務められたい。

### 障害福祉課 措置状況

『大東市障害者職場定着支援事業実施要綱』第3条に「北河内東障害者就業・生活支援センターに専門員を配置」と規定されております。「北河内東障害者就業・生活支援センター」とは、国および大阪府から障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援事業を委託された法人「大阪手をつなぐ育成会」を指しており、本要綱上、相手方を指定していることから随意契約を締結したものですが、ご指摘いただいているとおり、起案上にその根拠が明確に記載されていない状況でした。

令和3年度からは、決裁ラインの職員は契約法規を正確に理解し、適正な事務執行に務めるとともに随意契約にあたっての妥当な理由を起案上に明確に記載いたしました。

### 子ども室 措置状況

スマイルサポート事業支援事業につきましては、業務が多岐にわたっていることから、平成27年度に公募型プロポーザルにより選定しました業者と、随意契約により毎年契約を更新しております。

事業者の独自のノウハウを活用していることや、これまでの利用状況のデータを所有していることから、安定した事業運営の確保のために随意契約を行っていましたが、事業開始から一定の年数が経過し、事業運営も軌道に乗っていることから、今後は数年ごとに公募型プロポーザルを実施し、事業者の選定を行っていく予定です。

## 【福祉政策課】

### 監査委員 指摘事項

#### (4) 補助金制度について

補助金制度は、市民の満足度を向上させるなど、市の施策目標を達成するために市以外の団体の行動を誘導する手段として有効である。

中でも、社会福祉協議会は、多くの事業を市に代わって実施している重要なパートナーであり、市は委託料や補助金を支出している。

しかし、委託料や補助額の算定根拠が不十分であり、説明責任を果たせているとは言い難い事例があった。市民に対して説明可能な合理性のある業務委託、補助金制度に改められたい。

### 福祉政策課 措置状況

業務委託、補助金交付の合理性を高めるために、委託料や補助金の算定根拠となる資料の作成について社会福祉協議会と協議を開始しております。

具体的には、委託業務（社会福祉事業業務委託）の内訳について、より詳細な積算内容を提出いただきました。補助金（大東市社会福祉協議会基盤安定化補助金）の申請時には、同じく詳細な積算内訳を提出するよう求めています。

**【生活福祉課】**

**監査委員 指摘事項**

(5) 滞納債権の整理について

市の債権について、時効など回収が不能な債権についてはこれを整理し、適切な時期に不能欠損処理を行う必要がある。生活保護法第63条や第78条に規定する返還金、又生活福祉資金貸付金についても、平成27年度の定期監査で指摘したところであるが、全体としては依然として適切な債権管理の状態に至っていない。正確な債権額を把握するとともに、必要なものについては不納欠損処理を行い、適切な債権管理を行われたい。

**生活福祉課 措置状況**

法第63条返還金及び法第78条徴収金の滞納繰越金において、最終納付から5年を経過し時効を迎えているケースについて不納欠損の処理を行いました。

未納や滞納となっているケースについて接触を図り、納付を促してまいります。またその間に時効迎えてしまう分については年度末に不納欠損処理を行います。

法第63条返還金      1件      40,971円  
 法第78条徴取金      6件      5,285,270円

法第63条返還金

現年度分	調定額	48,206,253円	滞納繰越	調定額	15,797,345円
	収入額	45,770,192円		収入額	2,354,956円
	収入未済額	2,436,061円		不能欠損	40,971円
				収入未済額	13,401,418円

法第78条徴収金

現年度分	調定額	10,375,435円	滞納繰越	調定額	25,889,535円
	収入額	1,546,127円		収入額	1,366,724円
	収入未済額	8,829,308円		不能欠損	5,285,270円
				収入未済額	19,237,541円

**【福祉政策課】【障害福祉課】【子ども室】**

**監査委員 指摘事項**

(6) 法令の遵守について

法令には国や大阪府が制定するもののほか、市の条例、規則、規程、要綱が含まれ、市の事業実施におけるマニュアルともいえる存在であるにも関わらず、これらに反した事務が行われている事例があった。

障害者移動支援事業と障害者日中支援事業においては、それぞれの要綱に定められていない「指定」が行政処分のように行われていた。又、保育所整備に係る市の補助金交付要綱では、保育所だけでなく認定子ども園をも補助対象としている国、大阪府の要綱との間に不整合があった。さらには、お茶のみ休憩所実施事業においては要綱に事業の補助金交付団体を社会福祉協議会と規定しているにも関わらず、社会福祉協議会が市に提出している実績報告書に参画団体からの収支報告書が添付され、不整合な実績報告となっていた。

法令と整合した執行内容へと改善されたい。尚、市の法令が実務に合っていないのであれば早急に市の法令を改正されたい。

**福祉政策課 措置状況**

「大東市お茶のみ休憩所運営補助金」は、社会福祉協議会が運営する経費に対する補助金の交付ですので、令和3年度より収支決算書を社会福祉協議会のものに改め、「大東市お茶のみ休憩所運営補助金交付要綱」の内容と整合した実績報告に改善いたします。

**障害福祉課 措置状況**

障害者移動支援事業、障害者日中一時支援事業につきましては、例規改正を実施し、委託基準等についても明確化し、法令と整合した適正な事務執行に努めております。

今後も関係法令の順守に努め、法令と整合した事務執行に努めてまいります。

**子ども室 措置状況**

ご指摘のとおり、「大東市保育所等整備に係る補助金交付要綱」につきましては、国の補助要綱に沿った改正がなされていない箇所がございましたので、令和3年2月に、補助対象に認定こども園も含む等、改正いたしました。

## 【障害福祉課】

### 監査委員 指摘事項

#### (7) 適切な委託契約書の作成について

市が他の団体に業務を委託する場合、その詳細を委託契約書或いは契約書に添付される仕様書に定められているのが基本である。しかしながら大東市職場定着支援事業の委託契約においては、専門員と支援員の時間単価が市の起案文書の説明として記されているものの、契約書や仕様書には記されていなかった。

又、本人活動支援事業と芸術文化講座開催等事業の委託契約書については、仕様書で詳細に記されるべき業務の内容が抽象的で、実質的に白紙委任のような形になっていた。さらには、契約後早々に提出されるべき実施計画書が年度後半に至っても尚提出されていない実態があった。市主催の事業である以上、市が主体性を発揮するような委託契約へと改善を図られたい。

### 障害福祉課 措置状況

本人活動支援事業につきましては、利用者同士の話し合いの中から自分たちの権利及び自立のための事業の計画を障害特性に応じ立案してもらい事業実施をしております。また芸術・文化講座開催等事業につきましても各障害種別に応じた専門員を配置した事業所の提案により事業を実施しております。

これらの事業については、障害特性に応じた事業所の企画提案を受け実施しておりますが、実施にあたっては、業務内容を提示し業務内容の明確化を図っております。

実施計画書につきましては、例年は年度当初に提出されますが、令和2年度についてはコロナ禍によりイベント・講座等の計画の目途が立たず、事業者による提出が遅れたという事情があります。